

令和元年台風第 15 号による災害に係る
雇用調整助成金の特例措置に関する Q & A

(令和元年 11 月 22 日版)

令和元年台風第 15 号による災害に伴い、雇用調整助成金の特例措置等を実施しているところです。

このQ & Aには、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参考にしてください。

なお、具体的な取り扱いやご相談は、[お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）](#)にお問い合わせいただきますようお願ひいたします。

令和元年台風第15号に伴う雇用調整助成金の特例措置に関するQ & A

目次

- 問1 今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。
- 問2 遷及適用について内容を教えてください。
- 問3 生産指標の要件緩和について教えてください。
- 問4 起業後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。
- 問5 雇用量要件の緩和について教えてください。
- 問6 台風に伴う「経済上の理由」について教えてください。
- 問7 特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。
- 問8 雇用調整助成金の「休業」について教えてください。
- 問9 雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはいけないのでしょうか。
- 問10 「生産指標」の提出について教えてください。
- 問11 「起業後1年未満」の「起業」について教えてください。

問 1	今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。 また、どのような特例があるのでしょうか。
答 1	<p>○ 今般の台風第 15 号の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響の継続が生じています。</p> <p>厚生労働省では、台風に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成しています。</p> <p>○ 特に、台風第 15 号による被害については、被害が広範囲にわたり、長期化することが懸念されるため、雇用への大きな影響を考慮し、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を設け、労働者の雇用の維持を行った事業主に対して、より幅広く、この助成金を支給することとしました。</p> <p>○ 台風第 15 号に伴う特例は以下のとおり実施しています。</p> <p>① <u>災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。</u> 詳細は、<u>答 2</u>を参照していくください</p> <p>② <u>生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月に短縮します。</u> 詳細は、<u>答 3</u>を参照していくください</p> <p>③ <u>災害発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とします。</u> 詳細は、<u>答 4</u>を参照していくください</p> <p>④ <u>最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</u> 詳細は、<u>答 5</u>を参照していくください</p>

問 2	遡及適用について内容を教えてください。
答 2	<p><u>災害発生日に遡っての休業等の計画届の提出を可能とします。</u></p> <p>通常は、助成対象となる休業等を行うに当たり、事前に休業等の計画届を労働局又はハローワークに提出する必要があります。</p> <p>今回の特例措置では、災害発生日である令和元年 9 月 9 日以降に初回の休業等を行う計画届の提出について、令和 2 年 1 月 20 日までに提出いただければ、休業前に提出があつたものとします。</p>

問 3	生産指標の要件緩和について教えてください。
答 3	<p><u>生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。</u></p> <p>通常は、(※) 生産指標の減少（10%以上）を、初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。</p> <p>今回の特例措置では、最近1か月の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少した場合には、生産指標の支給要件を満たしたものとして取り扱うこととします。</p> <p>(※) 生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。</p>

問 4	起業後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。
答 4	<p><u>災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。</u></p> <p>通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、起業後1年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりません。</p> <p>今回の特例措置では、災害発生日において、起業後1年未満の事業主についても支給対象とします。その際、生産指標は決算月次である災害発生前1か月とで比較します。</p> <p>例) 曆月で月次決算をしている事業所において、12月に休業等の届出をする場合には、直近の決算月次である11月と発災前直近の決算月次である8月とを比較することになります。</p>

問 5	雇用量要件の緩和について教えてください。
答 5	<p><u>最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</u></p> <p>通常は、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度(※)増加している場合に助成対象とはなりません。</p> <p>しかし、今回の特例では、その要件を撤廃し、最近3か月の雇用量が対前年比で増加している事業主も対象とします。</p> <p>※ 前年同期と比べ5%以上を超えるかつ6名以上増加していないこと。 中小企業事業主の場合は、10%を超えるかつ4名以上増加していないこと。</p>

問 6	台風に伴う「経済上の理由」について教えてください。
答 6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりません。 ○ 災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は、助成対象となります。 <p>(経済上の理由例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない

	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害により、観光客が減少した ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能 <p>個別のお問い合わせにつきましては、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。</p>
--	--

問 7	特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。
答 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生日までに遡っての休業等の計画届の提出を可能とする特例措置（答2）は、令和元年9月9日以降の休業等について、令和2年1月20日までに届け出られた休業等の計画まで適用されます。 ○ 1以外の特例措置（答3～5）は令和元年9月9日以降の休業等について、初回の届出時に事業主が設定する休業等の初日が、発災6か月後の令和2年3月8日のものまで適用されます。 (注) 令和2年3月8日までに届け出ても、初回の休業等の初日が令和2年3月9日以降の休業等の届け出は特例の対象になりません) ○ 詳細は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

問 8	雇用調整助成金の「休業」について教えてください。
答 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、<u>所定労働日に従業員である労働者を休ませるもの</u>をいいます。単に事業所が営業を休むことをいうのではありません。 ○ そのため、従業員を出勤させ、清掃等の後片付けや内部の事務処理等の業務をさせている場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりません。

問 9	雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはいけないのでしょうか。
答 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全員ではなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。 ○ 例えば、事業所の半分の従業員を出勤とし、清掃等の業務をさせ、半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用調整助成金の対象となります。 ○ ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、<u>1時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する必要</u>があります。

問 10	「生産指標」の提出について教えてください。
答 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金を受給する場合には、生産指標の要件を満たしている必要があり、本特例を利用する場合には、原則、<u>発災後の期間を含む、届出の直近の月の生産指標（販売量、売上高等の事業活動）</u>を提出することが必要です。 ○ 現在、支給要件の緩和については、生産指標（答3）と、雇用量の要件緩和の特例（答5）がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

問 11	「起業後 1 年未満」の「起業」について教えてください。
答 11	<input type="radio"/> この「起業」とは、雇用保険適用事業所として設置の届出をした時点をいいます。 <input type="radio"/> 雇用保険設置日から 1 年以上経過している場合には、前年同期の生産指標との比較となります。

○雇用調整助成金の制度概要は[こちら](#)です（[制度概要パンフレット](#)）

○雇用調整助成金のガイドブックは[こちら](#)です（[ガイドブック](#)）

○雇用関係助成金共通の要件は[こちら](#)です（[共通の要件](#)）